

## 障害者自立支援法の見直しに向けての地方からの提言⑤

平成20年10月8日  
千葉県知事 堂本 暁子

### 1. 地域における相談支援体制について

#### <現状と課題>

- どのような障害があっても地域での暮らし支えるという障害者自立支援法の理念を踏まえれば、地域の中で障害者個々人の自己実現を支えるための相談支援は必要不可欠。
- 現行の相談支援事業は地域生活支援事業の中の市町村の必須事業という位置づけがなされているが、果たすべき役割や機能、体制の水準等が明確ではなく、また、主たる財源も交付税により対応することとなっているため、市町村の取組に格差が大きい。

#### <提言>

- 個別のサービス利用につながらない障害者やその家族の力を回復し社会生活力を培うこと（エンパワメント）を目指した相談支援のニーズは大変大きく、早急な体制整備を行っていくことが必要である。
- このような相談支援の対象は自ら障害福祉サービスを利用して自立した生活を営もうと考えること自体が困難な方などであることから、生活課題を積極的に掘り起こす視点を持ってアウトリーチ型のソーシャルワークとして行うことが必要である。
- このため、障害当事者や家族の利便性に配慮しつつ、一定の地域単位で障害特性に関わりなくこのような相談支援が可能となる基幹的な相談支援機関を設置していくことが必要ではないか。その際、当事者や家族のエンパワメントを図ることが最終的な目的となることから、専門家だけでなく、ピアや家族会の力も採り入れていくことが必要である。
- また、制度上の位置づけも、少なくとも一定の体制が地域単位で構築されるまでの間は、交付税ではなく、補助金により対応する形とすべきではないか。
- なお、精神障害者については、引きこもっていて、なんら支援に繋がっていない方も多く、こうした相談支援ニーズは大きい。現状は、地域生活支援センターⅠ型（旧精神障害者地域生活支援センター）がこうしたニーズに対応しているため、新たな相談支援機関を検討する際には、このような既存の取組を十分踏まえることが必要である。

## 2. ケアマネジメントの在り方について

### <現状と課題>

- 個別のケアマネジメントの対象者に限定が加えられているとともに、利用するサービスの支給決定の後でないとはケアマネジメントが実施できない制度構成になっているため、利用している障害者は極端に少ない。
- また、ケアマネジメントを実施する主体である相談支援事業者の多くは、このような制度上の課題に加え、報酬単価の問題もあって、運営が成り立たない現状にあり、提供体制についても脆弱な状況にある。

### <提 言>

- 障害福祉サービスなどを利用しつつ、地域で自立した生活を営なもうとする障害者に対して、本人が希望する場合には、本人に寄り添う形でのケアマネジメントが行われることは大変重要であり、地域生活に不安を抱える当事者や家族の不安を和らげるためにも充実させていくことが必要。
- その際、単に障害者が利用を希望する障害福祉サービスの利用計画書を作成することを目的とするのではなく、地域で生活する障害者の生活全般を支えつつ、エンパワメントを図るという視点にたって、アドバイスを行っていくことが必要であり、そのような専門家を育てていくことも重要（実際、障害者のケアマネジメントは高齢者に比べて生活全般に関わるが多いため、より専門性が高いとの指摘もある。）。
- そのためにも、ケアマネジメント自体が実施されていくことが先ずは必要であるため、現行制度上の対象者の限定やサービス利用手続については見直しを行い、より利用しやすい形とすることが必要である。
- また、制度の公正な利用を担保するためにも、ケアマネジメントを実施する者の専門性を高めることも大変重要であり、当面は都道府県において実施している研修内容がより実践的なものになるよう、その水準を高めていくことが必要である。将来的には、介護保険制度のように、相談支援専門員を国家資格として、更にその専門性を高めるなどの対応も必要ではないか。

### 3. 自立支援協議会について

#### <現状と課題>

- 地域で生活する障害当事者を支えるネットワークとしての自立支援協議会の重要性については一定程度理解できるが、制度の具体性に欠け、また、予算措置等もない中で、あまりにも多くの機能が期待されている感が強く、多くの市町村において立ち上がっても実態として機能していない状況にある。
- また、『ネットワーク』という言葉が様々な分野で用いられる中で、地域の中には、同様のネットワーク組織が、ほとんど同様のメンバーで、多く存在していることもあり、その点も市町村における不信感にも近い意識につながっている。

#### <提 言>

- 地域の中で個別のケアマネジメントを実施する相談支援事業者は実態としてほとんど機能しておらず、また、相談支援体制も多くの地域で依然として脆弱な中で、いきなり自立支援協議会の理想モデルを示され、様々な役割が抽象的にこの中で期待されても、多くの市町村で実感がわかず、設置しても、運営に行き詰まり感があるのが実態。
- まずは、自立支援協議会の実態としての事務局機能を担う市町村の立場に立って、果たすべき役割を具体化した上で、個別支援会議の進め方や、事例検討の方法などの、基本的なノウハウを提供するとともに、自立支援協議会の先行事例の紹介などを行っていくことが必要。
- また、地方自治体からのヒヤリング等を実施し、地域の中にある既存の同種の組織についても把握したうえで、必要に応じて、他省庁とも調整しつつ、その整理も検討することが必要ではないか。